仙台市の職員給与等について

1　総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（7年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）5年度の人件費率
6年度	1,064,142人	616,736,747千円	2,850,473千円	125,934,545千円	20.4%	19.6%

（注）1　人件費は，一般職員の給与に，市長や議員などの特別職の報酬や共済費（社会保険料の事業主負担相当分）などを加えたもので，事業費に含まれる職員の人件費も含みます。

2　普通会計とは，ほかの都市等との比較がしやすいように共通の基準で調製したものです。

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B／A	（参考）政令市平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
6年度	12,343人	50,828,716千円	12,591,078千円	21,549,826千円	84,969,620千円	6,884千円	－千円

（注）1　職員手当には退職手当を含みません。

2　職員数については，令和6年4月1日現在の人数です。また，任期付短時間勤務職員，暫定再任用職員（短時間勤務），定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3　給与費については，任期付短時間勤務職員，暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが，会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

4　政令市平均一人当たりの給与費については，令和8年4月に公表します。

（3）ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

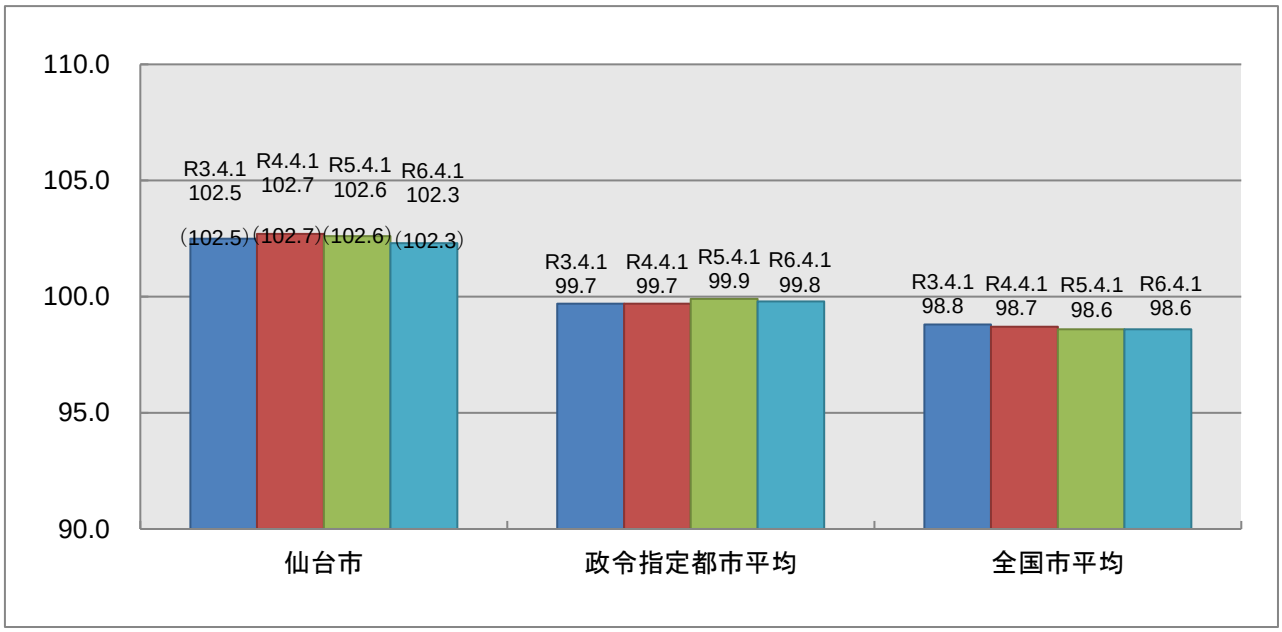

（注）１　ラスパイレス指数とは，全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため，国の職員数（構成）を用いて，学歴や経験年数の差による影響を補正し，国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。

２　（）書きの数値は，地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは，地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため，地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

３　類似団体平均とは，人口規模，産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

４　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては，60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後に支給される給料月額について，本来の給料月額の 7 割水準に設定される職員を除いています。

※　令和 6 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が，①3 年前に比べて 1 ポイント以上上昇している場合，②3 年連続で上昇している場合，③100 を超えている場合について，その理由及び改善の見込み

給与水準については，人事委員会勧告に基づく給与改定により，地域の民間給与との均衡が図られていますが，類似団体の中ではラスパイレス指数が高い水準となっています。

人事委員会勧告による地域の民間給与との比較の際は，給料月額や地域手当等を含めた職員の給与全体の水準との比較を行っている一方で，ラスパイレス指数は国と地方公共団体の給料月額の水準のみを比較するものとなっています。本市の地域手当の支給割合（６％）は，民間給与の実態よりも低い水準に設定されており，民間との均衡においては相対的に給料月額の割合が大きくなるため，ラスパイレス指数が高く算出されているものと分析しております。

国においては，本市区域に勤務する国家公務員の地域手当が８％（段階的な見直しにより令和７年度は７％）に見直されており，本市においても同様の見直しが行われたとすると，相対的に給料月額の割合が小さくなるため，ラスパイレス指数の改善に寄与するものと見ています。

今後とも本市人事委員会勧告の内容を踏まえながら，適切な給与水準の設定に努めてまいります。

（４）給与改定の状況４

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
6 年度	382,953円	372,870円	10,083円 (2.70 %)	2.70%	2.90%	2.76%

（注）　「民間給与」,「公務員給与」は，人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

※　人事委員会勧告の改定率は，新規学卒者等は比較対象から除外されて算出されています。一方で，給与改定率は，新規学卒者等を含めて算出されています。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考)
	民間の支給割合　A	公務員の支給月数　B	較差 A－B	勧告（改定月数）		国の年間支給月数
6年度	4.58月	4.50月	0.08月	0.10月	4.60月	4.60月

（注）　「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合，「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

（5）給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

［　実施　］

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について，国の見直しの内容を踏まえ，平均1.3%引下げました。若年層については引下げていませんが，高齢層については最大で4%程度引き下げました。激変緩和のため，5年間（令和3年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。

他の給料表については，一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

②地域手当の見直し

（支給割合）仙台市を支給対象地域とする地域手当は，国基準6%に対し，仙台市においても6%を支給となっていますが，平成24年4月1日～平成28年3月31日の間，3%支給の減額措置を行っています。

（参考）

	平成27年度	見直し後（H30.4.1）	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国基準による支給割合	6％	6％	6％	6％	6％	6％	6％	6％	6％	6％	6％
仙台市の支給割合	3（6）％	6％	6％	6％	6％	6％	6％	6％	6％	6％	6％

※（　）内は減額措置を行う前の支給率です（減額措置期間：平成24年4月1日～平成28年3月31日）。

③その他の見直し内容

単身赴任手当について，国と同様に見直しを実施しました。